

令和6年度

第16回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和6年11月26日(火)
開会14時15分 閉会14時30分

場 所 教育委員室

令和6年度
第16回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 令和6年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見
について

第2号議案 教育庁の管理職人事について

【内 容】

1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員 (教育長職務代理者)	岩 崎 哲 朗
委 員	高 橋 幹 雄
委 員	鈴 木 惠 代
委 員	岩 武 茂 代
委 員	岡 田 豊 弘

事務局 教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	武 野 太 平
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育人事課長	吉 雄 幸 平
特別支援教育課長	坂 本 忠 史
教育改革・企画課 総務企画監	角 淵 達 彦
教育改革・企画課 課長補佐 (総括)	新 貝 隆
教育改革・企画課 主査	久 知 良 周 平
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひ と み

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(山田教育長)

ただ今から令和6年度第16回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、岡田委員にお願いします。

会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時35分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(山田教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第2号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案は非公開といたします。

(山田教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 令和6年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(山田教育長)

まず、第1号議案「令和6年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

第1号議案「令和6年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見」について説明します。

資料の3ページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から、11月27日に開会される令和6年第4回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「損害賠償の額の決定について」の議案につきまして、教育委員会の意見を求められました。

つきましては、2ページの案のとおり「異議がない」旨を回答したいので提案します。

お手元に別冊資料として議案書を配付していますが、説明は教育委員会資料により担当課長が行いますので、ご審議のほどお願いします。

(坂本特別支援教育課長)

「損害賠償の額の決定」について説明します。

資料の4ページをご覧ください。

賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができることとなっており、相手側に速やかに賠償金を支払う必要があったことから、令和6年11月6日に専決処分しましたので、その報告を行うものです。

概要は、県立佐伯支援学校の職員が、平成28年1月に作成した小学部通信「のびのび」第9号において、インターネット上で公開されたイラスト画像を、使用許諾を得ることなく使用し児童に配布、同校のホームページで公開したため、著作権者にイラストの使用料相当分の損害を請求されたものです。

県としては、学校においてイラストの無断使用の瑕疵があり、相手側に損害を与えたと判断し、国家賠償法第1条に基づき、相手方に損害賠償の支払を行いました。

「再発防止策」としては、学校現場に対し注意喚起の文書を発出するとともに、ホームページ公開中の記事に使用されているイラストについて、著作権の有無の確認を実施しました。また、県教育委員会が作成したイラスト検索サイトによる、学校が無料で使用できるイラストの提供等、再発防止に努めて参ります。

説明は以上です。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

本案件は、著作権を侵害したということですが、例えば、県や教育委員会が企業等と契約をしていけば、どの学校でも使用していいということになるのでしょうか。

(坂本特別支援教育課長)

県や教育委員会が企業等と契約をして、その契約内容に県立学校全体での使用が含まれていけば、使用は可能と思います。

(高橋委員)

今回の事案は、文書を作成した先生が、勝手にダウンロードして使用したこと
から問題になっているということですか。

(坂本特別支援教育課長)

はい。著作権の有無を確認しなかったということが、大きな原因と思います。

(高橋委員)

今回と同じようにイラストを使用することがあるのであれば、県や教育委員会
が企業等と契約しておいた方がよいと思います。

(山田教育長)

再発防止策を説明いただけますか。

(坂本特別支援教育課長)

はい。著作権の侵害が行われないように、県教育委員会としましては、学校が
無料で使用できるイラストの提供サイトを立ち上げ、学校にそちらのイラストを
利用するよう促し、再発防止を図っています。

(高橋委員)

わかりました。ありがとうございます。

(山田教育長)

他に、ご質問・ご意見はありませんか。

(岩武委員)

県立学校は2回目の事案ですよね。前回の事案発生はいつですか。

(山田教育次長)

昨年度報告した事案は、令和3年の事案です。今回の事案も平成28年の事案で、学校もホームページ上から記事を削除していたのですが、画像の検索をするとヒットする場合があります。当該校は、すべて削除していたつもりだったのかもしれませんが。

(岩武委員)

つまり、前回の事案よりも前の事案が、検索によって出てきたということですね。ということは、今までホームページ上に公開していた記事の中にも同じようなことがあるということですよ。

(山田教育次長)

前回の事案を受けて、教育デジタル改革室等が連携して、学校のホームページ上にある不要なデータ等を一旦すべて削除しました。ただし、画像検索をすることによって、埋もれている記事がヒットする可能性がないとは言い切れないそうです。

(岩武委員)

各学校のホームページですが、平成28年でかなり前の記事ですし、一度削除したということであれば、かなりクリアな状態になっているとは思いますが、このような事案が発覚するということは、何が原因なのかなと思ってしまいます。一度、記事として掲載してしまうと、何らかの形で残っているということですか。

(坂本特別支援教育課長)

今回の事案の経緯としては、ホームページ自体は平成28年の1月に作成をして、5年後には、ホームページ上より削除していました。しかし、画像からイラストを使用した文書のデータが検索されたという流れで起こっています。今後、画像からの検索ができないようにすべてのデータを削除しましたので、同じような事案は起こらないと思います。

(高橋委員)

今は、AIの技術も発展して、少しヒントを入れれば簡単に検索できるようになっていると思いますので、気をつけた方がよいと思います。

著作権侵害については、人伝いに発覚することもあります。徹底して管理をした方がよいと思います。

(坂本特別支援教育課長)

様々なケースで著作権侵害が起こりやすいため、使用したイラストについては、著作権の有無を管理職が必ず確認するように、再発防止策を徹底していきたいと思いをします。

(高橋委員)

わかりました。気をつけてください。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

(山田教育長)

先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(山田教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

(山田教育長)

まず、第2号議案の審議を行いたいと思いますが、職員の人事異動に関することですので、これを記録することは適当でないと考えます。

したがって、大分県教育委員会会議規則第14条第2項ただし書により、これを記録する必要のない事項とすることについて、委員の同意を求めます。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

委員の同意を得ましたので、そのように取扱います。

では、本議案の審議に必要な職員以外は、退出をしてください。

第2号議案 教育庁の管理職人事について

(1課〔教育人事課〕入室)

(山田教育長)

それでは、第2号議案「教育庁の管理職人事について」教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。承認される委員は挙手をお願いします。

(採決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

それでは、これで令和6年度第16回教育委員会会議を閉会します。
ありがとうございました。